

鈴鹿市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務委託プロポーザル
 <参加表明書等に関する質問と回答>

No	質問内容	回答
1	企業の業務実績[様式3-1から3-4]について 当社グループは××××年×月×日に組織改正を行い、公共施設に対する太陽光発電設備の設置検討・営業等の事業を含む業務用営業部門の機能をA株式会社から「B株式会社」に移管・委託した経緯がある。ついては業務実績に、「A株式会社」が受注した実績のうち、事業の実務・要員が「B株式会社」に移管されたものについても記載してよいか。	A株式会社の本調査委託に関する事業の実務・要員が、B株式会社に法的な形で明確に承継したことが分かる書類等を提出いただければ、B株式会社の「企業の業務実績」と評価いたします。
2	企業の業務実績[様式3-4]について 「省エネルギー設備等の導入に係る調査・検討業務」として、当社が過去に受注した“設計業務を含む省エネルギー設備の導入業務”も対象としてよいか。	本調査委託の主な業務である調査・検討業務に係る設計業務であれば、対象といたします。 なお、契約書等の写しで、その調査・検討業務と設計業務が密接に関係していることを確認できることが必要です。
3	企業の業務実績[様式3-2]について 「太陽光発電設備の導入に係る調査・検討業務」として、当社が過去に受注した“設計業務を含む太陽光設備の導入業務”も対象として良いか。	本調査委託の主な業務である調査・検討業務に係る設計業務であれば、対象といたします。 なお、契約書等の写しで、その調査・検討業務と設計業務が密接に関係していることを確認できることが必要です。
4	資格等[様式4,5]について 評価基準表には「資格者を配置する場合:○点」と記載があるが、配置する有資格者の人数、および調書に記載する業務実績等の内容は、配点に影響するか。	配点には影響しません。
5	評価点の通知について 一次審査結果の通知時に、一次審査における得点は通知されるか	通知いたしません。
6	プロポーザル実施要領 8受託者の実績及び配置予定技術者の資格 (1)受託者の実績 1契約で再エネと省エネを調査している場合、参加表明書の様式3-2(再エネ)と様式3-4(省エネ)と両方の実績として扱い、記載しても宜しいですか？	両方の実績として扱い、両方に記載をお願いします。
7	省エネルギー設備についての基本設計の具体的な内容は、公募仕様書P4のI~IIIの内容と理解して宜しいですか？	本件については、「企画提案書等に関する質疑応答」において質問書を提出してください。(実施要領P4)
8	様式5の手持ち業務の状況について、今回要件となる資格での業務状況を意味しますか？	現在、配置予定技術者が業務過多な状況でなく、適正に本委託業務を遂行することができるかを評価するため、要件となる資格だけでなく、全ての手持ち業務(250万円以上)について記載してください。
9	プロポーザル実施要領のP4にある左側ホッチキス 2ヶ所 綴じにより正本とありますが、紙ファイルでの提出でも宜しいですか？	紙ファイルでの提出は可能です。
10	JV(共同企業体)での公募参加は可能でしょうか。 また、JVでの公募参加可能の場合、構成企業も入札参加資格が必要でしょうか。 実施要領P1 7参加要件	JV(共同企業体)での参加は受け付けておりません。
11	業務の一部を委託することは可能でしょうか。 実施要領P1 7参加要件	本業務の受託者が、業務の一部委託(再委託)をすることは可能です。 ただし、業務の全部若しくは主たる部分又は費用の合計額の50%を超えるものを再委託することはできません。
12	調査対象施設に特別高圧受電に該当するものはあるでしょうか。 調査対象施設リスト	本件については、「企画提案書等に関する質疑応答」において質問書を提出してください。(実施要領P4)